

# 京都府犯罪被害者等支援事業補助金

## ～旅費の補助について～

概要	刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に、刑事裁判の傍聴等に要する旅費（交通費、宿泊費等）を補助します。
内容	一被告事件につき、最大5万円
対象者	刑事訴訟法第316条の33に掲げる罪に係る被告事件の当該被害者等、若しくは当該被害者の法定代理人 ※ 被害者の遺族等については、基本の申請順位を別途規定
対象要件	<p>●対象犯罪</p> <p>刑事訴訟法第316条の33第1項に掲げる罪のうち、過失犯の罪に係るものを除く</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪</li><li>2 刑法176条から第179条まで、第211条、第220条又は第224条から第227条までの罪</li><li>3 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（第1号に掲げる罪を除く。）</li><li>4 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪</li><li>5 第1号から第3号までに掲げる罪の未遂罪</li></ol> <p>●令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害であること</p> <p>●犯罪被害を受けた場所が、京都府内であること</p> <p>●犯罪被害を受けたとき、被害者本人が京都府内に住所（又は居所）を有していたこと</p> <p>●被害者参加することについて、裁判所から許可を受けていること</p> <p>●公判期日等に傍聴等をしたこと</p> <p>●被害者参加人（遺族・家族が被害者参加人であるときは、犯罪被害者を含む。）が暴力団員等でないこと</p>
補助対象外	<p>●国や団体等による補助を受け、又は受けることができると見込まれる場合</p> <p>●加害者等から当該費用に係る賠償金の支払を受け、又は受けることができると見込まれる場合</p> <p>●当該補助を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合</p>
申請期限	旅行が終了した日の翌日から30日以内又は支払日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
相談窓口	制度の利用にあたっては、細かな要件等がございます。 まずはお問い合わせください。 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 電話 0120-60-7830（月～金曜 12時～17時） （ほくぶ相談室） 電話 0120-78-3974（月・木曜 12時～16時）